

「税務システム等標準化検討会固定資産税ワーキングチーム（WT）」

第5回機能WT・第1回帳票WT 議事概要

日時：令和2年8月26日（水）10：00～12：00、13：00～17：30

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

高野 未来子	東京都	主税局	資産税部	固定資産税課	電算指導班総括	課長代理
藤田 智久	浜松市	財務部	資産税課	主幹		
熊野 直美	神戸市	行財政局	税務部	固定資産税課	家屋・償却資産指導担当	係長
天田 功	前橋市	財務部	資産税課	副参事		
大川 孝明	三鷹市	市民部	資産税課	資産税係	主事	
橋崎 裕樹	三条市	総務部	税務課	係長		
毛涯 満	飯田市	総務部	税務課	資産税土地係	主査	
吉野 元久	富士市	総務部	情報政策課	主幹		
伊藤 貴俊	豊橋市	財務部	資産税課	主事		
中井 祐一	南国市	税務課	係長			
本山 政志	埼玉県町村会	情報システム共同化推進室	室長			
堀内 芳樹	地方税共同機構	企画部	企画研修グループ	課長		
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）	企画部担当部長				
三木 浩平	内閣官房	情報通信技術総合戦略室	政府CIO	補佐官		

（総務省）

古川 大樹	総務省	自治税務局	固定資産税課	課長補佐		
中谷 明博	総務省	自治税務局	固定資産税課	課長補佐		
佐久間 信彰	総務省	自治税務局	固定資産税課	係長		
山西 幸之助	総務省	自治税務局	固定資産税課	主査		
白石 順四郎	総務省	自治税務局	固定資産税課	事務官		
田畑 圭章	総務省	自治税務局	固定資産税課	事務官		
小山 里沙	総務省	自治税務局	企画課	電子化推進室課長補佐		

【議事次第】

1. 機能WT仕様書たたき台の確認（機能要件4.1.1.～9.2.8.）
2. 帳票WT仕様書たたき台（帳票一覧）の確認

【意見交換（概要）】

1. 機能WT仕様書たたき台の確認（機能要件4.1.1.～9.2.8.）

■4.1.1. 納税義務者マスタ管理機能について

- 「相続人代表から納税義務者代表への一括切替機能」の必要性を確認したい。

- 亡くなった年は相続人代表者として登録しているが、次の年度からは納税義務者代表者に切り替えることを想定したもの。納税管理人等では想定していない。なお、現行運用している機能ではなく、他団体で利用している機能である。毎年度、手作業で行うのは負担となるため、便利機能として要件化してほしい。
- 現行そのような運用をしていない。
- 不要という団体もあるため、オプション機能とする。

■4.1.1. 納税義務者マスタ管理機能について

- 「WT 論点」P.4 に示すとおり、納税管理人等の管理方法について、5 区分か、1 区分で複数選択可とするかについて、団体の運用を確認したい。なお、どちらの場合も「その他」の区分を追加する。
- 団体の回答を踏まえて、1 区分で複数選択可とする。なお、種類については仕様書たたき台に記載のある 5 種類＋その他とする。

■4.1.2. 納税義務者マスタ管理機能について

- 送付先情報の優先順位について、送付先区分の検討と合わせて、他団体の運用を確認し、別途事務局案を提示する。

■4.2.1. 共有者管理機能について

- 同一の共有者であっても、持分が異なる場合は、別々の共有者グループとするか、同一とするかについて検討したい。
- どちらか団体ごとに選択できる機能としてはどうか。
- 標準化の目的を踏まえて、議論の方針としては統一する前提で検討していきたい。なお、持分が異なる場合は、別々の共有者グループとした場合であっても、名寄せ処理ができるものとする。

(以下、現行運用において持分が異なる場合も同一の共有者としている団体からのご意見。)

- 持分が異なる場合に別々の共有者グループとした場合、証明発行時の発行漏れを懸念している。管理も煩雑になるのでは。
- 生前贈与として毎年、持分の一部だけを少しずつ贈与していく場合がある。その際に所有者コードは別とするが、納税義務者コードとしては 1 つとして登録（同一の共有者として扱う）している。
- 現行運用において、持分が異なる場合も同一の共有者として扱っているため、持分が異なる場合に別々の共有者グループとするのは難しいと考える（共有者情報は 80 万件程度ある）。
- 納付書発行時を除けば、証明書の発行事務の負担が軽減されるため、持分が異なる場合も同一の共有者として扱ったほうがよいのではないか。

(以下、現行運用において持分が異なる場合に別々の共有者グループとしている団体からのご意見。)

- 別々の共有者グループとする場合のメリットとしては、共有代表者が判別できることではないか。また、デメリットとして、口座振替申込書を 2 通出してもらうことになるのではと考えている。
- 納付書を分けて発行するために別々の共有者グループとした方がよいのではないか。
- 別々の共有者とする場合は、免税点計算のために名寄せ処理できる機能は必須である。

→ 各団体の意見を踏まえて、APPLIC 税 TF に意見照会を行う。

■8.8.1. 減免類型マスタ管理機能について

- 現行運用において、減免額について、適用期間を入力した場合に、自動で減免額が算出されるか、または、減免額を手入力で登録しているかについて確認したい。
- 当初賦課時は自動計算であるが、3 期分と 4 期分のみを減免させる場合は、減免額を直接手入力している。
- 期割は自動計算であるが、月割は減免額を直接手入力している。
- 自動計算である。
- 減免額が自動計算されることに、業務上支障はあるか。
- 支障なし。
- 減免額は、期別、月別の額も自動計算できる機能として要件化する。

2. 帳票 WT 仕様書たたき台（帳票一覧）の確認

■No.1「土地評価調書兼土地課税（補充）台帳」について

- 閲覧台帳の必要性を確認したい。また、土地課税台帳と、土地補充課税台帳との関係性はどうか。
- 住民への閲覧用の帳票を「土地閲覧台帳」としている。左記帳票は、1 帳票に 1 筆の情報が記載されている。「土地課税台帳」は内部用の帳票である。「土地補充課税台帳」はシステム上に備えているものであり、帳票として分けているものではない。
- 各団体における課税台帳について、住民へ閲覧用の帳票は、「名寄帳兼課税台帳」、「課税台帳」のどちらか。
- 「名寄帳兼課税台帳」：6 団体
- 「課税台帳」：3 団体
※2 団体は不明または不在。

■No.189「納税通知書（当初_納通）」について

- 納税通知書を土地・家屋と償却資産で分けることについて、現行システムが分かれている等の理由以外の理由はあるか。
- 発行する納税通知書の数が多いため、運用上、統合することは難しい。
- 事業者（個人事業主）から、事業用の資産と、個人用の資産について、納税通知書を分けてほしいとの要望が出ている。ただし、土地家屋については、事業用の別で分けていない。
- 各団体の運用を踏まえて、事務局にて整理する。

以上